

## **[事案 2023-297] 損害賠償請求**

・令和6年12月1日 和解成立

### **<事案の概要>**

担当者の誤説明を理由に、損害賠償を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

昭和63年11月に契約し、令和3年7月に払込保険料累計額が最高限度額に到達したためみなし解約された財形住宅貯蓄積立保険について、以下等の理由により、解約時から遡り5年を超える期間の利息に対する課税額を損害賠償してほしい。

- (1)募集時に担当者から、住宅購入以外の目的で解約を行った場合、解約時から遡り5年を超える期間の利息には課税されないとの誤説明を受けた。
- (2)担当者が代わるたびに、5年を超える期間の利息には課税されないことを確認し続けた。
- (3)担当者の誤説明がなければ、他の商品を選択できた。担当者の誤説明により損害を被った。

### **<保険会社の主張>**

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)担当者が募集時に、申立人の主張するような誤説明をした事実は確認できない。
- (2)仮に、募集時やその後の担当者に誤説明があったとしても、損害は生じていない。
- (3)申立人は、契約時には住宅購入を想定していたと考えられ、仮に申立人が正しい認識をしていたとしても、他の商品を選択していたとは言えない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、本件に関する経緯等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、申立人の請求は認められないが、以下等の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1)保険会社または担当者が不法行為を行ったとまでは認められないものの、令和3年9月の保険会社の申立人に対する回答書では、担当者とは連絡がつかず事実確認ができないものの、過去担当者の誤説明があった蓋然性は高いと記載しており、保険会社も担当者に誤説明があった可能性があること自体は認めている。
- (2)申立人から担当者5名の名刺の写しが提出されたが、そのうちの一つには「5年分しかさかのぼって引かれない」等との記載があり、平成29年頃にも申立人と担当者との間で5年を超える期間の利息には課税されるか否かという点に関し、何らかの確認のやりとりがあったものと考えられる。
- (3)以上の事情から、本件では、担当者が申立人の主張するような誤説明をした可能性は否定できないものと言え、申立人が主張するように、担当者が変わる都度、課税の関係について確認をする中で、長期間にわたり、保険会社から申立人に対し、明確な説明や回答がなされていなかったことが、本件紛争を招いている可能性も否定できないものと言える。